

人権倫理通達-第 2226 号

2022 年 3 月 23 日

AV 人権倫理機構
会員団体各位

代表理事 志田 陽子 理事 河合 幹雄
理事 山口 貴士 理事 歌門 彩
(押印省略)

民法改正に伴う成年年齢引下げについて

謹 啓

春寒の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2018 年 6 月に「民法の一部を改正する法律」が成立し、本年 4 月 1 日から施行される改正民法において、成年年齢が 18 歳に引き下げられることになりました。この機に、当業界におきましても再度成年年齢につきまして以下の考え方をもととした新たなルールを設定いたします。

<当機構は以下のように考えます>

当業界におきましては、大手メーカーを中心に多くのメーカーでは 18 歳、19 歳の女優の方の出演は控えており、また毎年行っている業界アンケートにおきましても 18 歳、19 歳の女優数はここ数年ゼロとなっております。それらを踏まえ、AV への出演年齢を 20 歳以上とすることを強く推奨します。

(新たなルール)

- ① AV に出演を希望する女性に対する面談、契約、登録、撮影は、20 歳に達してからとすることを強く推奨する
- ② 例外として 18 歳、19 歳の AV 出演希望者を受け入れる場合には、以下について厳守するものとする
 - ・ 18 歳で高等学校などの学校法人に在籍する者に対しては、AV に関連した面談、契約、登録、撮影は一切行わない
 - ・ 面接から撮影までのすべての工程において、とりわけ丁寧な AV への出演意思確認を各工程の際に重ねて実施していく
 - ・ AV とはどのようなものか、顔バレ等リスクについても重要事項として十分説明すると共に、面接から撮影日まで熟慮期間を十分取ることとする

つきましては、各団体及び加盟各社におかれましては、新たなルールをご確認のうえ、ルール以上のご配慮をいただきますよう、早急にご検討いただき対処をしていただきたいと思います。また、前回の通達でも言及いたしました年齢確認につきましても、再度の厳格化を実施していただきたくお願い申し上げます。

謹 白